

令和8年度 羽曳野市

留守家庭児童会入会のご案内

令和8年度も、申請方法を選択できます

「①オンライン申請（ご自身のパソコンやスマートフォンから申請）」

「②窓口申請（市役所窓口にて申請）」



① オンライン申請について

- ◆ 期間 11月7日（金）0：00～12月8日（月）23：59まで
- ◆ 事前準備
 - ①（就労の場合） 就労証明書（職場の証明済みのもの）
 - ②（傷病の場合） 傷病証明書（医師の証明済みのもの）
 - ③（在学の場合） 学生証（在学証明書）・カリキュラム等授業時間のわかるものを保護者分（父・母・65歳未満の同居の祖父母）お手元にご用意ください

右の二次元コードから市ウェブサイトの入会申請ページへアクセスできます。

<https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/shougaigakushu/jisedaikusei/gakudo/13571.html>



市ウェブサイト二次元コード

② 窓口申請について

事前予約制になります。市ウェブサイトより事前予約手続きをしてください。（電話予約不可）

途中入会について

年度途中から利用開始の場合は、利用開始を希望する日の14日前までに申請してください。入会を希望する月の前月から受付を開始します。

留守家庭児童会とは

就労や疾病等により、保護者が昼間家庭にいない小学校又は義務教育学校の1年生から6年生までの児童を対象として、放課後に開設しています。児童の安全を守り、遊びや異年齢との集団生活を通して、健康で自主性や社会性を備えた豊かな人間性を育て、児童の健全育成を目指しています。

問い合わせ（9：00～17：30まで）
羽曳野市教育委員会事務局 生涯学習部 次世代育成課
TEL：072-947-3902

利用に必要な条件

羽曳野市内の小学校または義務教育学校の1～6年生までの児童のうち、保護者が次のいずれかに該当するもの。

- ①（就労） 1ヶ月に通勤時間を含む実労働時間 64 時間以上かつ 12 日以上労働することを 6 ヶ月以上予定していること。なお、放課後の時間に就労していること。
- ②（傷病） 傷病により、放課後において、児童の保護・育成ができないこと。
- ③（看護・介護）同居の家族（長期入院等をしている親族を含む）を常時介護または看護しており、放課後において児童の保護・育成ができないこと。
- ④（在学） 在学により、放課後において児童の保護・育成ができないこと。

※ 育児休業中の入会はできません。産前・産後休業の場合は入会、在会ともに可能です。

※ 夏休み等の長期休業日のみのご利用はできません。

※ 施設条件、職員の配置状況等により、入会する児童に必要な保育が提供できないと判断した場合は、入会できない場合があります。

入会の期間及び時間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの月曜日から土曜日（祝日を除く）

平 日	授業終了時刻	～ 午後 5 時集団下校
学校休業日（夏休み等）	午前 8 時 30 分～	午後 5 時集団下校
土 曜 日	午前 9 時	～ 午後 5 時集団下校 （希望者のみ）
延長使用（土曜開会を除く）	午後 5 時	～ 最長午後 6 時 30 分（希望者のみ）

ただし、次に該当する日は休会日となります。

- ① 日曜日、祝日
- ② 12 月 29 日～翌年の 1 月 3 日まで
- ③ 8 月 13 日・ 8 月 14 日・ 8 月 15 日
- ④ 災害、暴風雨等で学校が休校又はそれに準じて一斉下校となる場合で、給食が行われない日
- ⑤ その他教育委員会が休会と認めた日

年度途中で入会の条件を満たさなくなった場合や、退会を希望される場合は「退会届」を提出してください。
翌年度以降も入会を希望される場合は、新たに申請が必要となります。

費用について

日割り計算はありません。

- ・使用料 金額：5, 000 円／月 2, 500 円／月（入会児童の 2 人目以降）毎月月末
- ・延長使用料 金額：1, 500 円／月（使用料と併せて納付）
- ・土曜使用料 金額：1, 000 円／月（使用料と併せて納付）
- ・学童活動費 金額：3, 000 円／月【目安】（児童会を通して保護者会に納入）

※延長使用及び土曜使用をする場合は、通常の使用料とは別に延長使用料及び土曜使用料が必要です。

使用料の減免制度について

使用料には減免制度があります。減免を受けることができる方は、次ページに記載の《減免対象者》のとおりです。なお、その際は、別途申請が必要です。

※オンライン申請の場合は、「減免申請をする」にチェックしてください。

《減免対象者》

1. 生活保護世帯

2. 住民税非課税世帯 令和7年度非課税世帯 → 令和8年4月～6月分使用料減免
令和8年度非課税世帯 → 令和8年7月～令和9年3月分使用料減免

3. 災害等により使用料の納付が困難と認められる世帯

- ※ 延長使用料、土曜使用料及び学童活動費の多人数割引及び使用料減免はありません。
※ 減免対象外となられた場合はすみやかにご連絡ください。
※ 令和8年度から非課税世帯となられる場合は **6月末までに**申請してください。
令和8年7月分から使用料の免除が適用されます。
※ 年度途中の申請は、申請のあった翌月からの適用となります。なお、遡っての還付は致しませんのでご注意ください。

窓口申請をされる場合の必要な申請書類

「③就労証明書・傷病証明書」以外を市ウェブサイトからダウンロードして各自で印刷してご準備ください。

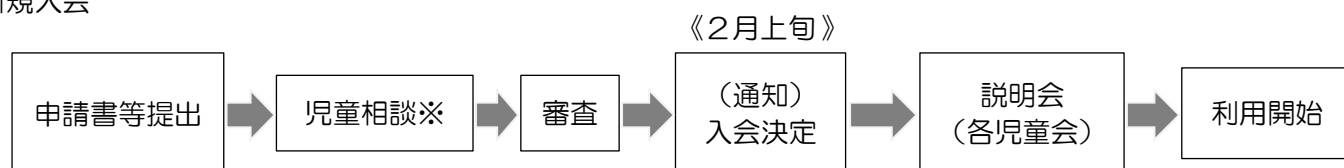
必要な書類	対象者
①留守家庭児童会入会申請書	全員
②誓約書	全員
③入会児童調査票	全員
④就労証明書・傷病証明書（父・母・65歳未満の同居の祖父母）※1	全員
⑤留守家庭児童会延長使用申請書（高校生以上の保護者等のお迎え必須）	希望者
⑥留守家庭児童会土曜使用申請書※2	希望者
⑦留守家庭児童会使用料減免申請書（調査同意書）	希望者
⑦の申請に必要なもの 下記のとおり、世帯全員の個人番号が確認できる書類 ○ 個人番号（マイナンバー）カードをお持ちの方は、個人番号（マイナンバー）カードのみ ○ 個人番号（マイナンバー）カードをお持ちでない方は 番号確認書類 ○ 通知カード ○ 住民票の写しなど （マイナンバーの記載があるものに限り） いずれか1点 + 本人確認書類 ○ 運転免許証 ○ パスポート ○ 健康保険証など いずれか1点	希望者のうち 令和8年1月2日 以降に転入された 方のみ

※1 申請児童が複数いる場合は、人数分をコピーして代用してください。（次世代育成課ではコピーできません。）
就労証明書の発行は、会社によって日数を要する場合がありますので、ご注意ください。

※2 土曜使用の申請には、就労・傷病証明書にて保護者等全員が土曜日において、児童の保護・育成ができないことの証明が必要です。

入会決定・通知について

● 新規入会



※ ご入会にあたり、お子様の様子等に不安のある方へ学童指導専門員による児童相談を実施しています。

ご希望の方は、右の二次元コードを読み取り

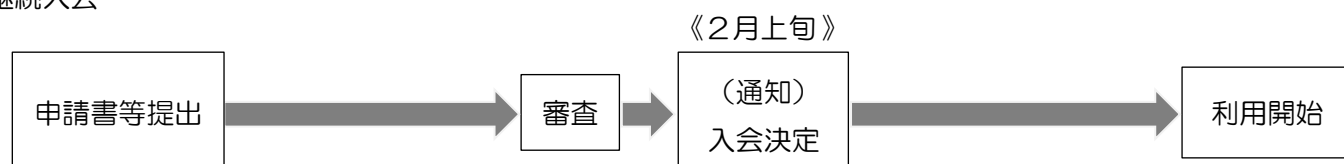
ご予約の上、次世代育成課窓口までご来庁ください。

(URL) <https://logoform.jp/form/jrTD/1227153>



(新規入会のみ) 児童相談窓口予約フォーム

● 継続入会



対象校及び開設場所・連絡先 (在籍する小学校園の児童会に入会となります)

児童会(教室)名	開 設 場 所	児童会の電話番号
古 市	古 市 小 学 校 内	072-958-1935
古 市 南	古 市 南 小 学 校 内	072-958-1999
駒 ケ 谷	駒 ケ 谷 小 学 校 内	072-957-0749
西 浦	西 浦 小 学 校 内	072-958-0151
西 浦 東	西 浦 東 小 学 校 内	072-958-8103
白 鳥	白 鳥 児 童 館 内	072-957-1513
羽 曳 が 丘	羽 曳 が 丘 小 学 校 内	072-956-2120
丹 比	丹 比 小 学 校 内	072-939-4950
埴 生 南	埴 生 南 小 学 校 内	072-958-4999
埴 生	はびきの埴生学園内	072-938-0343
高 鷲	高 鷲 小 学 校 内	072-938-4710
高 鷲 北	高 鷲 北 小 学 校 内	072-954-7301
高 鷲 南	高 鷲 南 小 学 校 内	072-953-3388
恵我之荘	恵我之荘小学校内	072-952-8696